



袋井市水道料金等懇話会意見書

平成27年2月12日
袋井市水道料金等懇話会

目 次

1	袋井市水道料金等懇話会の経緯と概要	1
	(1)懇話会開催の目的	1
	(2)審議日程	1
	(3)懇話会委員	2
2	水道事業について	3
	(1)水道事業の現状と経営課題への取組	3
	(2)水道事業の経営課題への提言	4
	(3)新水道料金案について	7
3	下水道事業及び農業集落排水事業について	12
	(1)下水道事業等の現状と経営課題への取組	12
	(2)下水道事業等の経営課題への提言	13
	(3)新下水道使用料案について	15
4	まとめ	19

1 袋井市水道料金等懇話会の経緯と概要

(1) 懇話会開催の目的

袋井市水道事業は、平成 21 年度に水道事業と簡易水道事業を統合し、平成 22 年度には旧袋井市・旧浅羽町・簡易水道の料金統一を図り、現行の水道料金となっております。当時、水道料金の検討にあたっては水道料金懇話会から意見書をいただき、改定に組み込みました。この意見書には、経営の効率化に努めることはもとより、料金については定期的な検討が必要との提言がなされております。

この水道料金改定以降、社会経済状況の変化や想定していた給水人口より実績値が相当下回っていたこと、並びに節水機器の普及などにより水需要が減少し、改定時に見込んだ料金収入が得られていません。また、東日本大震災の発生により、大規模災害に備えた水道施設や下水道施設の耐震化の重要性が高まりました。このような状況から、水道事業では、平成 25 年度に将来に向け水の安定供給を図るための水道ビジョンと、基幹管路の耐震化を図るための老朽管更新(耐震化)第 2 次計画を策定しています。

また、下水道事業は、市町合併時に旧袋井市の使用料体系に統一していますが、使用料単価の設定については、使用料金を改定することによる負担増を避けるため、平成 11 年の供用開始時に設定した事業開始時の使用料単価を継承している状況にあります。

こうしたことを踏まえ、今後の水道事業及び下水道事業の健全な経営を図るため、効率的な経営の取組や適正な料金などについて検討する懇話会を設置し、幅広い議論を行ってまいりました。

(2) 審議日程

審議日程は以下のとおりです。

第一回	平成 25 年 9 月 27 日(金)	第七回	平成 26 年 11 月 21 日(金)
第二回	平成 25 年 11 月 15 日(金)	第八回	平成 26 年 12 月 19 日(金)
第三回	平成 26 年 2 月 14 日(金)	第九回	平成 27 年 1 月 29 日(木)
第四回	平成 26 年 5 月 23 日(金)		
第五回	平成 26 年 7 月 18 日(金)		
第六回	平成 26 年 10 月 3 日(金)		

(3) 懇話会委員

懇話会は以下の委員より構成されました。

区 分	氏 名	役 職
学識経験者 (会長)	西野 勝明	静岡県立大学 経営情報学部 教授
学識経験者 (副会長)	兼子 文夫	兼子会計事務所 所長
学識経験者	田代 景子	常葉大学 経営学部 准教授
市民の代表者	高橋 正則	袋井北自治会連合会長
市民の代表者	前嶋 賢治	浅羽北自治会連合会長 (第1回～第3回)
市民の代表者	金原 萬七	浅羽北自治会連合会長 (第4回～第9回)
事業所の代表者	豊田 富士雄	袋井商工会議所 会頭
事業所の代表者	柴田 猛	浅羽町商工会 副会長
各種団体の代表者	新海 智美	袋井市消費者グループ連絡会 代表
各種団体の代表者	衛藤 徹雄	水環境を考える会 代表
各種団体の代表者	村田 朝子	特定非営利活動法人ブライツ 理事長

※備考欄の役職は、委員委嘱時の役職です。

2 水道事業について

(1) 水道事業の現状と経営課題への取組

袋井市水道事業は、平成 17 年 4 月 1 日の旧袋井市と旧浅羽町の合併により設立されました。

水道料金については、平成 22 年 4 月に笠原簡易水道事業の水道事業への統合と合わせて料金改定がなされ、それまで旧袋井市、旧浅羽町、簡易水道事業で異なっていた料金体系が統一されました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や想定していた給水人口に比べて実績値が相当下回っていたこと、並びに節水機器の普及などの影響により有収水量も当初の見込みより減少し平成 25 年度においては年間約 117 万 m^3 減となり、その結果、料金改定時に見込んだ収入より年間約 1 億円少なく、経営状況が悪化する結果となっています。

このような状況から、これまでに袋井市では人件費の削減、収納率向上への取組、遠州水道受水費低減の要望、広域連携の取組等、水道事業として経営改善の取組を行ってきています。

平成 26 年 3 月には、人口減少や水需要が減少していく状況においても安全な水を安定供給することを目的に、効率的な事業の実施や運営の強化を図るための水道事業基本計画(水道ビジョン)を策定し、水質管理体制の整備、配水系統再編事業等を推進しています。また、東日本大震災のような大規模災害時でも継続して水の供給ができるよう、平成 45 年度までを計画期間とし、水源から配水池、防災拠点までの基幹管路を対象とした老朽管更新(耐震化)第 2 次計画を策定しました。今後、これらを推進するためには、これまで以上に将来を見通した経営が求められています。

また、平成 26 年 6 月に実施した第 2 次総合計画策定に係る市民意識調査の結果では、「安全な水道水の安定供給」が最も市民の満足度が高く、今後の取組の重要度についても、「地震・津波対策の推進」等に次いで 4 番目となっており、市民の期待が高い結果となっています。

以上のことから、前回の料金改定から 5 年を経過することを機に、袋井市水道事業が抱える経営課題や水道料金体系に関して意見を求めるための袋井市水道料金等懇話会が設置され、幅広く経営改善に係る議論を行ってまいりました。

(2) 水道事業の経営課題への提言

ア 大規模地震等に備えた取組

袋井市は、静岡県第4次地震被害想定によると市域の86.1%が震度7以上の強震地域、また、液状化の可能性がある地域が市域の52.7%となっており、南海トラフ巨大地震等の大規模地震においても市民に必要な水の安定供給が図れる施設整備が必要であり、このためには水道ビジョンに基づく水源や配水池等の施設の耐震化や、老朽管更新(耐震化)第2次計画に基づいた基幹管路の耐震化を着実に進める必要があります。

イ 遠州水道受水費の低減への取組

袋井市水道事業の費用の殆どは水道料金で賄われており、営業費用に占める受水費の割合は約4割と高く健全経営を目指す上での課題となっています。この受水費低減の取組として、遠州水道受水5市町の要望により平成26年度から使用料金が値下げされました。

また、本地域全体の重要な課題である基本水量や基本料金については、県企業局が平成27、28年度において見直しをする水道施設更新マスタープラン策定後、遠州水道受水5市町で連携し企業局と協議していくとのことであります。しかしながら、受水費は水道料金に転化されることとなり市民への負担も大きいことから、袋井市の最優先課題として低減に向け早急に取り組むことが必要です。

ウ 自己水源のあり方

現在保有している自己水源の供給量(10,080 m³/日)を維持することにより、災害時における生活用の応急給水量(約8,700 m³/日)を全量賄うことが可能です。

今後も、水源施設の耐震化や長寿命化を進め、遠州水道と合わせ、安定供給に努めることが必要です。

エ 収納率向上への取組

水道事業を運営するための水道料金の高額滞納者による滞納額は、滞納額の約4割を占めており平成26年度から高額滞納者を重点にした収納対策が実施されています。

水道事業の経営の安定化や使用者負担の公平性を確保するためには、滞納額の高額化の抑制をすることが重要であり、滞納理由調査や収納対策マニュアルの作成と併せ、使用者の状況を考慮しながら営業業務マニュアルに基づく給水停止を実施するなど、新たな高額滞納者の発生を未然に防ぎ、現年度の収納率向上を図る取組の継続が必要です。

オ 広域連携の取組

水道事業の健全かつ効率的な経営を目指し、平成25年8月より遠州水道受水5市町による業務共同化に向けた取組として、総務、営業、給水設備、管路、水質・浄水設備の5つのワーキンググループを設置し、共同可能な業務についての検討を行っています。

平成26年度から指定工事事業者技術講習会を共同で開催するなど、着手可能なものから共同化が開始されましたが、今後についても継続した取組を望みます。

カ 民間委託の検討

民間委託については、行政改革において民間委託の検討がなされてきており、水道事業においても、検針、料金徴収、開閉栓などが検討されてきましたが、給水人口が10万人未満の中規模水道事業ではスケールメリットが働きにくく、経費削減の効果は得られない状況です。しかしながら、今後も効率的な経営が望まれていることから、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の手法など広く民間委託導入の可能性について継続的に検討し、経営改善に取り組むことが必要です。

キ 水需要拡大への取組

水道料金収入は、平成 22 年度の料金改定に伴う緩和措置が終了し増加傾向にありますが、社会経済状況の変化などにより水需要量は減少しています。

袋井市水道事業の供給能力は、遠州水道の契約水量 41,200 m³/日と自己水源の供給量 10,080 m³/日と合わせ 51,280 m³/日を有していますが、日配水量は 31,300 m³/日程度であり、配水量に余裕がある状況です。今後は、企業誘致の更なる推進による新規需要者の獲得や新たな需要拡大策の検討を行うなど幅広く取り組むことが必要です。

ク 変動する社会情勢に対応する水道経営の取組

(ア) 水道料金の改定

人口減少や社会経済状況の変化など、水需要量が減少する状況においても将来に向け安定的な事業経営を図るため、水需要予測に基づく財政シミュレーションを行った結果、適切な内部留保資金の確保と水道料金の改定が必要との結論に至りました。

(イ) 料金の定期的な検討

今回の懇話会では、「袋井市水道料金算定要領」に基づき、料金算定期間を平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間と決めました。

今後も安定した事業経営を図るためには、中長期的な経営の見通しを行い、料金が適正なものであるかどうかについて使用者等を交え、定期的に検討されることが必要です。

(3) 新水道料金案について

ア 新水道料金案

水道事業は社会経済状況の変化などにより、水需要は減少を続け厳しい経営状況が続いています。また、大規模災害に備えた水道施設の耐震化を継続的に推進することが近々の課題となっています。このような中、将来においても継続して安定的な水の供給ができる経営基盤の確立を図ることが重要になっています。

懇話会では、新水道料金案を提言するに当たり、小口径、少量使用者の基本料金については市民の理解を得られる改定額であることや、基本料金にはこれまでどおり 8 m³ の基本水量を設け料金を低廉化し高齢者などにも配慮することとしました。

また、厳しい経済状況においても企業活動の活性化を促すため、大口使用者の従量料金については逓増制を 5 段階から 3 段階、逓増度を 1.3 から 1.1 とし、負担の軽減を図りました。

新水道料金案は、水道施設の将来に向けた計画的な施設の更新や耐震化を図るため、固定費部分の費用となる基本料金の比重を上げ、基本料金の収入総額を 10% 増額することにより、水需要減少に伴う料金収入の減少時における安定した事業経営を目指すものです。

しかし、使用水量による負担の公平を図りながら、子育て支援や一般家庭の負担増加にも配慮する必要から、改定率は最低限必要な 4.2% といたしました。

新水道料金案の料金表は後述の検討を行い次頁の表-1 に示しました。

表一1 新水道料金案(税込み一ヶ月)

口 径	基本水量	基本料金	従量料金			
			1m ³ ～8m ³	9m ³ ～25m ³	26m ³ ～50m ³	51m ³ ～
13mm	8m ³	712円80銭	基本料金に 含む。	155円52銭	166円32銭	176円4銭
20mm		1,242円				
25mm	なし	1,468円80銭				
30mm		2,262円60銭				
40mm		4,860円				
50mm		8,710円20銭				
75mm		25,228円80銭				
100mm		53,740円80銭				

<参考：現行料金表>

水道料金(税込み一ヶ月)

口 径	基本水量	基本料金	従量料金				
			1m ³ ～8m ³	9m ³ ～25m ³	26m ³ ～50m ³	51m ³ ～100m ³	101m ³ ～
13mm	8m ³	648円	基本料金に含む。	149円14銭	159円42銭	169円71銭	179円99銭
20mm		1, 131円42銭					
25mm	なし	1, 337円14銭	138円85銭				
30mm		2, 057円14銭					
40mm		4, 422円85銭					
50mm		7, 919円99銭					
75mm		22, 937円14銭					
100mm		48, 857円14銭					

イ 新水道料金算定の基本的な考え方

(ア) 水道料金算定要領

新水道料金案を策定するに当たっては、はじめに水道料金算定要領を作成し、それに基づき料金を算定しなければなりません。

袋井市では、水道料金算定のモデルである公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」を参考に、袋井市の実情を反映した「袋井市水道料金算定要領」を作成しており、新水道料金案は、これに基づいて算定したものです。

(イ) 総括原価主義

地方公営企業である水道事業者は、地方公営企業法第 21 条第 2 項に従い、総括原価主義に基づいて料金を算定しなければなりません。

総括原価主義とは、回収すべき原価を算定する際に、受水費や減価償却費、人件費などの給水に係る全ての費用に、水道事業の継続のために必要とされる資本費用を加えて水道料金を算定する方法です。

新料金案は、平成 45 年度までの水需要予測と水道事業基本計画の事業量に基づき、財政シミュレーションを行い将来も安定した水道事業の運営がなされるよう検討しました。

(ウ) 料金算定期間

「袋井市水道料金算定要領」においては、料金の適正化により水道使用者の公正な利益を図るため、料金算定期間を 3 年から 5 年と定めています。

今回提案する水道料金の算定期間についても、定期的な見直しが必要なことから平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

ウ 新料金体系

(ア) 口径別二部料金制度

口径別二部料金制度は、水道メーターの口径ごとに定められた基本料金と、使用水量に応じて加算される従量料金からなる料金体系で、全国的に最も多く採用されている料金制度です。使用水量は概ね水道メーターの口径の大小に対応していることから、使用水量に応じた費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できる制度です。

このことから、懇話会では、新水道料金案の料金体系として、これまで袋井市が採用してきた口径別二部料金制度の継続が望ましいとの結論に至りました。

(イ) 基本水量制

基本水量制とは、公衆衛生の向上、生活環境の改善、一般家庭の基本水量に係る料金の低廉化を図るため、使用者に対して一定水量までは定額の料金を負担してもらう制度です。現在の料金体系では口径 13mm 及び 20mm については、一ヶ月当たり 8^m3 の基本水量制を採用しています。

懇話会では、市民一人当りの一ヶ月平均使用水量が約 8^m3 であることから、周辺事業体の事例や単身世帯の負担を考慮し、基本水量として 8^m3 が望ましいとの結論に至りました。

(ウ) 基本料金・従量料金

基本料金とは、使用水量に係らず徴収する料金で、給水メーターの口径毎に料金が設定されています。また、従量料金とは、1^m3 当たりの使用水量に応じて徴収する料金です。従量料金の体系は、単一制、逦増制、逦減制の方式がありますが、袋井市の水道料金は逦増制を採用しています。

厚生労働省の逦増型料金制度に対する見解は、「安定経営のためには基本料金収入を増やし、従量側、逦増側に偏った料金体系を見直すべき。」とされています。

懇話会での議論の結果、新水道料金案では従来の逦増制を採用しますが、袋井市の料金体系も、固定費部分の費用を賄うべき基本料金収入の比率を上げ、従量料金については、大口使用者である企業活動の活性化を促すことや企業が進出し

やすいよう、逡増度合を見直す必要があるとの結論に至りました。

エ 事業計画

事業計画としては、基幹管路を対象とした老朽管更新(耐震化)第2次計画と、水道事業基本計画(水道ビジョン)における事業を着実に進めるため、これらの事業を実施するのに最低限必要な事業費に基づき水道料金収入を算出しました。

このほか、懇話会では、老朽管更新(耐震化)第2次計画の実施期間についても議論を行い、平成26～45年度の計画期間が適当であるとの結論に至りました。

オ 内部留保資金

これまで減価償却費等は、損益勘定留保資金として内部留保資金に充てられていましたが、平成19、20年度に高利率の企業債の繰り上げ償還を行って以降、償還の翌年度から3年間は企業債の借入が制限されたため、建設改良工事は内部留保資金の補填により行なわなければならなくなり内部留保資金は減少しています。

しかし、内部留保資金は、事業運営上の運転資金とともに、施設の故障などの緊急時における施設の更新・改修等の建設改良事業の財源であるといえます。

懇話会では内部留保資金の適正額について検討を重ね、運転資金、並びに施設改良のための準備金として約7億2千万円は必要であるとの結論に至りました。

カ 経過措置

前回の料金改定においては、リーマンショックなどによる経済不況や料金表の改正により負担が急上昇する使用者が多いことから、3年間の経過措置が採用されました。

今回は改定率が4.2%であり、且つ、現行料金との差額が著しく大きくなる使用者はいないため、経過措置の導入は必要性がないものという結論に至りました。

3 下水道事業及び農業集落排水事業について

(1) 下水道事業等の現状と経営課題への取組

袋井市では、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を実施しており、公共下水道事業については、旧袋井市は平成11年度から、旧浅羽町は平成14年度から供用を開始しております。

現在の公共下水道事業の状況は、平成5年度から管渠・処理場施設の整備を開始して処理区域の拡大を図り、平成25年度時点での整備率は、事業計画区域（旧認可区域）に対し75.2%、全体計画区域に対しては、約30%の状況です。

そのため、今後においても、現在認可を受けている区域については、引き続き、施設整備を進めるとともに、既存の施設についての老朽化や耐震化への対策が求められております。

また、下水道事業等は、経費負担の原則に基づいて、公費で負担すべきものとされている経費（基準内繰入金）を除き、独立採算制により運営されるべきものでありますが、本来、使用料収入で賄うべき汚水処理費用が賄い切れていないため、不足分を一般会計からの基準外繰入金によって、補填している状況にあり、経営の改善も求められています。

このような状況の下、袋井市では、維持管理コストの削減、下水道使用料等の収納率の向上対策、水洗化率（接続率）の向上対策などの経営改善に取り組んでいる状況にあります。

なお、農業集落排水事業については、大日地区において平成14年度に供用を開始しており、公共下水道事業と同じ使用料体系を採用していることから、同様の経営改善が求められています。

以上のことを踏まえ、下水道事業等が抱える経営課題や適正な下水道使用料等に関して広く意見を求めるため、水道事業と共に、袋井市水道料金等懇話会が設置され、議論を行ってまいりました。

(2) 下水道事業等の経営課題への提言

ア 公共下水道事業の計画的な事業推進への取組

袋井市の公共下水道事業は、平成5年度から管渠・処理場施設の整備を推進していますが、平成25年度末での整備率は、全体計画区域に対して約30%であり、スケールメリットによる効率性等が発揮されていない状況にあります。また、公共水域の水質改善も引き続き図っていく必要があることから、今後も計画的な整備を進め、そのために必要な管渠や処理場の施設建設を実施することを望みます。

なお、その際には、経済性の高い新技術の導入や他部署との連携による工事の集約化等により、建設事業費の抑制に努めることが必要です。

また、公共下水道事業を取り巻く状況として、国や袋井市における近年の厳しい財政状況や、少子高齢化による人口の減少などにより、公共下水道と合併処理浄化槽などの生活排水処理区域の効率的な事業展開が求められています。

しかし、公共下水道事業を進めるためには、設備投資等の多額な事業費が必要となることから、その費用を国からの補助金や市債などで賄っており、今後、国からの補助金の削減や少子高齢化による人口の減少が見込まれる中で、多額の市債の元金や利息の償還を将来へ託すことが懸念されます。

このような状況の下、今後の公共下水道事業の全体計画については、合併処理浄化槽等の汚水処理の整備と併せて、より効率的に生活排水処理が進むように、計画区域の縮小の可能性等を含めた再検証を行う必要があります。

イ 維持管理コストの抑制への取組

袋井市では、公共下水道事業の2つの処理場施設を対象に、平成25年度より包括的民間委託を導入しています。

今後も予想される施設の老朽化対策、維持管理の効率化や包括的民間委託の業務内容の改善等に取り組み、さらなる維持管理コストを抑制し、効率的かつ効果的な維持管理業務が行われることが必要です。

ウ 大規模地震等に備えた取組

災害時においても市民の公衆衛生が確保されるように、東日本大震災での液状化等の被害状況を踏まえ、マンホールの浮上対策等の適切な耐震化対策に努める必要があります。

エ 下水道使用料や受益者負(分)担金の収納率向上への取組

袋井市では、水道事業との徴収一元化やコンビニ収納の開始、戸別訪問の実施等の取組みが行われています。

下水道使用料や受益者負担金等は、事業を進める上で貴重な財源であるため、これまでの取組を継続し、引き続き収納率向上に努める必要があります。

オ 水洗化率（接続率）の向上への取組

公共下水道事業においては、水洗化率(接続率)の向上のために、地元説明会や接続推進員による戸別訪問、工事請負業者や排水設備指定工事店の講習時に接続促進の依頼などの取組が行われてきました。

今後もこれまで展開している取組みを継続して積極的に取り組むとともに、経済面や衛生面、環境面等における下水道の優位点を積極的にPRすることにより、さらなる接続率向上に努める必要があります。

カ 公営企業会計移行への取組

下水道事業等の経営基盤強化の観点から、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図るため、今後、特別会計から公営企業会計へ移行する取組について、検討をしていく必要があると考えます。

キ 下水道使用料の改定

基準外の繰入金は、約5億4千万円（平成28年度見込）で一般会計の大きな負担となっており、独立採算制を前提とした経営の健全化や市民負担の適正化を図る観点から、早期に下水道使用料の改定を進める必要があります。

(3) 新下水道使用料案について

ア 新下水道使用料案

現在、使用料対象経費である汚水処理費のうち、資本費に加え維持管理費も賄えきれておらず、その不足分を一般会計からの基準外の繰入金で賄っている状況にあります。

本来であれば、負担の原則に基づき早期に基準外繰入金を解消する必要がありますが、懇話会においては、利用者の急激な負担増を避けるため、段階的な使用料改定を行い、建設事業完了時まで使用料対象経費全額を使用料収入で賄うことを視野に入れ検討いたしました。

この検討を踏まえ、改定案については、全国的な改定率の実績等を考慮しながら、まずは人件費を除いた維持管理費を使用料収入で賄う必要があるとの結論に至り、下水道事業の速やかな経営健全化と利用者負担増等を勘案し、新下水道使用料の改定率は12%としました。

また、各利用者間の負担の平準化に配慮することを基本としながら、基本水量を、従来の10m³から水道料金と同じ8m³へ引き下げることで、少量利用者の負担増に配慮し、また、従量使用料単価の区分を、従来の4段階から水道料金と同じ3段階に変更することにより、事業所等の活性化に配慮したものが望ましいと考えます。

なお、農業集落排水事業についても、同等の便益を供与していることを考慮して、これまでどおり、公共下水道事業と同一の使用料体系としていくとの結論に至りました。

新下水道使用料案の料金表は後述の検討を行い次頁の表－2に示しました。

表一 2 新下水道使用料案(税込み一ヶ月)

(新農業集落排水処理施設使用料案)

基本水量	基本使用料	従量使用料		
		9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ ～
8m ³	648 円	111 円 24 銭	136 円 8 銭	149 円 4 銭

<参考：現行使用料表>

下水道使用料(税込み一ヶ月)

(農業集落排水処理施設使用料)

基本水量	基本使用料	従量使用料			
		11～25 m ³	26～50 m ³	51～100 m ³	101m ³ ～
10m ³	756 円	97 円 20 銭	118 円 80 銭	129 円 60 銭	140 円 40 銭

イ 新下水道使用料算定の基本的な考え方

(ア) 使用料対象経費

汚水処理費は、下水道事業に係る経費のうち、公費で負担すべき費用（基準内繰入金）を除いたもので、維持管理費（下水道管や処理場の管理運営費）と資本費（下水道を建設した際の借入金元金及び利子の償還費）に分けられます。この汚水処理費が使用料対象経費となります。

(イ) 使用料算定期間

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれていることを考慮し、国土交通省が位置付けている期間である5年間とし、使用料算定期間を『平成28年度から平成32年度までの5ヵ年』とするとの結論に至りました。

ウ 新使用料体系

(ア) 二部使用料制

現在の袋井市の下水道使用料は、二部使用料制を採用しています。

二部使用料制は、使用水量に関係なく賦課される基本使用料と使用水量に応じて加算される従量使用料からなる体系であり、使用水量に応じた費用負担の公平性と経営の安定性を確保できる方法であることや、全国的にも多くの地方自治体で採用されていることから、懇話会での議論の結果、二部使用料制をそのまま継続するとの結論に至りました。

(イ) 基本水量

現在の袋井市の下水道使用料の基本水量は10m³と設定しています。

懇話会では、市民一人当たりの一カ月平均使用水量が約8m³であることから、水道料金表との整合性や単身世帯の平均使用水量等を考慮し、基本水量を水道料

金表と同じ8m³に見直すとの結論に至りました。

(ウ) 従量使用料

従量使用料単価については、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制を採用しています。

これは、使用水量の変動が大きい大口利用者のために施設整備コストがかかっていることに基づくもので、全国的にも多くの地方自治体が採用しています。

このことから、懇話会では、従来通り累進制を採用するものとし、使用料体系の分かり易さ等を考慮して、水道料金表と整合した従量区分への見直しを行うとの結論に至りました。

4 まとめ

水道事業及び下水道事業は市民生活に直結した社会資本であり、その整備と維持管理を行うことで、必要なサービスを提供する役割を果たしており、その運営は料金等の収入をもって行うことを原則としています。

このことから、市民が快適に健康で安心して暮らすためには、安定したサービスを将来にわたり提供していくことが必要であり、長期的な経営の健全化が求められます。

今後の袋井市においては、現在進めている経営健全化への取組に加え、本懇話会の意見を参考に、より一層の経営の効率化に取り組むことが必要です。

また、水道料金等の改定に当たっては、両事業の現状の経営状況や将来見通しなど、市民に改定の必要性を分かり易く丁寧に説明した上で、平成 28 年度から実施することが望ましいと考えます。